

福祉

●介護保険

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
介護保険	被保険者証等の返納	亡くなられた方の被保険者証等を返納する手続きが必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 親族	・亡くなられた方の被保険者証 ・介護保険負担割合証等	介護保険課 管理係 2階 26番窓口 内線 662
	介護保険料の精算	亡くなられた方が、山形市の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の場合は、手続き(代理人承諾書の提出)が必要です。 【期限】 亡くなられた日から2年以内 【手続きができる人】 (1)保険料が年金から差引きされている場合 ・法定相続人のうち相続順位が上位の方 ・遺産分割協議書による相続人など (未支給年金請求者が上記と異なる場合は、別途手続きが必要となる場合があります。) (2)保険料を納付書または口座振替で納付している場合 ・法定相続人のうち相続順位が上位の方 ・遺産分割協議書による相続人 など	・代理人の振込先口座がわかるもの(通帳等<還付金が生じた場合の受取りに、公金受取口座を利用する場合はマイナンバーカード>) ・代理人の本人確認書類 ・別世帯の方が代理人になる場合は、相続権を確認できる書類(戸籍謄本、遺産分割協議書などの写し)	介護保険課 介護保険料係 2階 26番窓口 内線 848・849
	高額介護サービス費等の振込先口座の変更	亡くなられた方が、介護保険サービスを利用し高額介護サービス費等の該当(予定)になっている場合、相続人代表となる方への振込先口座の変更が必要です。 【期限】 サービス利用月の翌月1日から2年以内 【手続きができる人】 相続人	・相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本等) ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの(通帳等<公金受取口座を利用する場合はマイナンバーカード>) ・相続人代表となる方の印鑑	介護保険課 給付係 2階 26番窓口 内線 846・847

●高齢者

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
高齢福祉	紙おむつ支給事業 緊急通報システム事業 その他高齢者福祉サービス	各種サービスをご利用の方が亡くなられた場合、担当までご連絡ください。	長寿支援課 長寿福祉係 2階 27番窓口 内線 566・569

●障がい者

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
障がい福祉	障がい者手帳 (身体・精神・療育) の返還	亡くなられた方が各種障がい者手帳をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。	・障がい者手帳	障がい福祉課 給付係 2階 28番窓口 内線 542
	特別障がい者手当、 障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当、 山形市重度心身障がい者福祉手当、山形市 重度心身障がい児福祉手当	左記対象者、受給者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		(精神・療育手帳の返還は) 障がい福祉第二係 内線 621 (特別児童扶養手当の手続きは) 障がい福祉第一係 内線 873
	心身障がい者扶養 共済	共済加入者又は年金受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		
	自立支援医療受給者証(精神通院)の 返還	亡くなられた方が自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの場合、手続きは不要ですが、受給者証の返還が必要です。 (自立支援医療受給者証<更生医療>、自立支援医療受給者証<育成医療>は手続き及び受給者証の返還は不要です。)	・自立支援医療受給者証(精神通院)	障がい福祉課 障がい福祉第二係 2階 28番窓口 内線 580
	重度心身障がい (児)者医療証の 返還	亡くなられた方が重度心身障がい(児)者医療証をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。		障がい福祉課 給付係 2階 28番窓口 内線 542

子ども

●児童手当等

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
こども	児童手当 児童扶養手当 健やか教育手当	左記の対象のこども又は受給者(保護者)の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	こども家庭支援課 2階 10番窓口
	こども医療 親子健やか医療		
ひとり親	母子(父子・寡婦) 福祉資金	左記の対象の借受人、連帯借受人及び連帯保証人の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせください。	ひとり親支援係 内線 579・391